

告示

埼玉県告示第五百二二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

令和三年四月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期日	会場	提出期限
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和三年七月二十九日（木）	埼玉県民活動総合センター	令和三年七月十五日（木）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和三年八月十一日（水）	埼玉県民活動総合センター	令和三年七月十五日（木）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和三年八月二十八日（土）	埼玉県民活動総合センター	令和三年七月十五日（木）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和四年一月二十二日（土）	埼玉県民活動総合センター	令和三年十二月二十一日（火）
わな猟	令和四年二月五日（土）	埼玉県民活動総合センター	令和三年十二月二十一日（火）

ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

ハ 狩猟免許申請書の提出先

受験者の住所地を管轄する環境管理事務所

ニ 提出書類

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

○センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて納付すること。

へ 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理
技能試験	網猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに鳥獣の判別 わな猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱 い、距離の目測及び鳥獣の判別

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

ト 狩猟免許申請書の配布

狩猟免許申請書は、埼玉県ホームページ及び各環境管理事務において、令和三年六月十一日から配布する。

チ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期日	会場	提出期限
令和三年七月二日（金）	埼玉県西部地域振興 ふれあい拠点施設	令和三年六月二十四日（木）
令和三年七月三日（土）	埼玉県西部地域振興 ふれあい拠点施設	令和三年六月二十四日（木）
令和三年七月九日（金）	さいたま市民会館いわ つき	令和三年七月一日（木）
令和三年七月十日（土）	さいたま市民会館いわ つき	令和三年七月一日（木）
令和三年七月十八日（日）	三郷市文化会館	令和三年七月九日（金）
令和三年七月十九日（月）	三郷市文化会館	令和三年七月九日（金）
令和三年八月一日（日）	加須市加須文化・学習 センター	令和三年七月二十一日（水）
令和三年八月二日（月）	加須市加須文化・学習 センター	令和三年七月二十一日（水）
令和三年八月六日（金）	秩父市秩父宮記念市 民会館	令和三年七月二十九日（木）
令和三年八月七日（土）	秩父市秩父宮記念市 民会館	令和三年七月二十九日（木）

令和三年八月二十日（金）	本庄市民文化会館	令和三年八月十二日（木）
令和三年八月二十一日（土）	本庄市民文化会館	令和三年八月十二日（木）
令和三年九月三日（金）	東松山市民文化センター	令和三年八月二十六日（木）
令和三年九月四日（土）	東松山市民文化センター	令和三年八月二十六日（木）

ロ 対象者

次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 県内に住所を有する者

(2) 令和三年九月十四日に有効期限が満了となる狩猟免許を受けている者

ハ 狩猟免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する環境管理事務所

ニ 提出書類

(1) 狩猟免許更新申請書

(2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び

撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受け

ている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受け

ていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に

該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて納付

すること。

ヘ 適性試験及び講習の科目

区分	科目	講習	適性試験
		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理	視力 聴力 運動能力

ト 狩猟免許更新申請書の配布

狩猟免許更新申請書は、埼玉県ホームページ及び各環境管理事務所において、令和三年五月二十八日から配布する。

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。